## 松江地域保健医療対策会議設置要綱

(目的)

第1条 圏域における保健医療計画の策定並びに進行管理及び保健医療に関する諸課題を検 討し、圏域における保健医療の充実を図るために、松江地域保健医療対策会議(以下「対 策会議」という)を設置する。

## (所掌事務)

- 第2条 対策会議は、圏域における次に掲げる事項について、協議、検討する。
  - 1 松江地域保健医療計画の策定及び進行管理に関すること。
  - 2 医療機能の確保に関すること。
  - 3 保健医療従事者の確保に関すること。
  - 4 その他、保健医療に関する諸課題に関すること。

(組織)

第3条 対策会議は、委員20名程度をもって組織する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
  - 2 委員は、再任されることができる。

(運営)

- 第5条 対策会議は、次のように運営する。
  - 2 会議には委員の互選により委員長および副委員長を置く。
  - 3 対策会議の議長は、委員長が務める。
  - 4 委員長に事故がある時は、副委員長がその職務を代理する。

(地域保健医療検討会議)

- 第6条 保健医療に関する個別分野の課題について検討するために地域保健医療検討会議 (以下「検討会議」という)を置くことができる。
  - 2 検討会議は、その内容に応じて委員等を選任する。

(庶務)

第7条 対策会議及び検討会議の庶務は、松江保健所において処理する。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、対策会議及び検討会議の運営に関して必要な 事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成17年10月31日から施行する。